

境港台風・津波等対策協議会細目

会則第7条の規定により次の細目を定める。

1 台風（発達した低気圧を含む）に対する措置基準

区分	発出の基準	実施事項	
第1警戒体制	通常準備体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 強風域（風速15m/s以上25m/s未満）が境港に12時間以内に到達すると予想されるとき ○ 発達した低気圧により鳥取県境港市に暴風・暴風雪警報の発表が予想されるとき（注4） ○ その他、委員から荒天準備が必要と判断されたとき 	<ol style="list-style-type: none"> 1 台風の影響の少ない他の安全な海域へ避難する船舶は、第2警戒体制の発出を待たず、十分に余裕のある時期に避難を開始すること。 2 在港船舶は荒天準備を行い、必要に応じて直ちに運航できるよう乗組員の待機、機関の準備、水先人・曳船の手配等の必要な避難準備を整えること。 3 汽艇等（注2）は、安全な場所に避難を開始するとともに、係留強化又は陸揚げ固縛等の措置を講ずること。 4 荷役中の船舶は、天候の急変に備え荷役を中止できるように準備するとともに、危険物の荷役、海上工事作業は中止基準を厳守すること。 5 岸壁・棧橋等水際線付近にある貨物、木材、作業用資器材等の物件の高潮・高波・強風による流出防止措置をとること。 6 VHF装備船は、VHFを聴取すること。（国際VHF16ch） 7 AIS搭載船は、常時AISを作動させ、適切な入力を行うこと。
	特別準備体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最大風速40m/s以上の暴風域が境港に到達すると予想される場合において、強風域（風速15m/s以上25m/s未満）が境港に20時間以内に到達すると予想されるとき 	<ol style="list-style-type: none"> 1 台風の影響の少ない他の安全な海域へ避難する船舶は、第2警戒体制の発出を待たず、十分に余裕のある時期に避難を開始すること。 2 在港船舶は荒天準備を行い、必要に応じて直ちに運航できるよう乗組員の待機、機関の準備、水先人・曳船の手配等の必要な避難準備を整えること。 3 汽艇等（注2）は、安全な場所に避難を開始するとともに、係留強化又は陸揚げ固縛等の措置を講ずること。 4 荷役中の船舶は、天候の急変に備え荷役を中止できるように準備するとともに、危険物の荷役、海上工事作業は中止基準を厳守すること。 5 岸壁・棧橋等水際線付近にある貨物、木材、作業用資器材等の物件の高潮・高波・強風による流出防止措置をとること。 6 VHF装備船は、VHFを聴取すること。（国際VHF16ch） 7 AIS搭載船は、常時AISを作動させ、適切な入力を行うこと。
第2警戒体制	通常避難体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 暴風域が境港に到達すると予想される場合において、強風域（風速15m/s以上25m/s未満）が境港に6時間以内に到達すると予想されるとき ○ 発達した低気圧により鳥取県境港市に暴風・暴風雪警報が発表されたとき ○ その他、委員から避難体制が必要と判断されたとき 	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶は荒天準備を完了し、厳重な警戒体制をとること。 2 岸壁公称能力超過船舶、危険物積載タンカー、高乾舷船舶（客船、コンテナ船、チップ船等）、風浪から比較的遮蔽されて安全に係留可能なバース以外のバースに係留している船舶は防波堤外に避難すること。 3 汽艇等（注2）は、安全な場所に避難したうえで、係留強化又は陸揚げ固縛等の措置を完了させること。 4 岸壁・棧橋等水際線付近にある貨物、木材、作業用資器材等の流出防止措置を完了し、厳重な警戒体制をとること。 5 錨泊船は、見張りを強化し、直ちに機関を使用できるよう準備を行う等十分な走錨防止対策を講ずること。
	特別避難体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最大風速40m/s以上の暴風域が境港に到達すると予想される場合において、強風域（風速15m/s以上25m/s未満）が境港に10時間以内に到達すると予想されるとき 	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶は荒天準備を完了し、厳重な警戒体制をとること。 2 総トン数500トン以上の船舶は、原則として台風の影響の少ない他の安全な海域へ避難すること。 3 港内において係留避泊する船舶は、増しもやい等の係留索強化、機関の準備、定期的な係留状況の確認等の対策を実施すること。 4 汽艇等（注2）は、安全な場所に避難したうえで、係留強化又は陸揚げ固縛等の措置を完了させること。 5 岸壁・棧橋等水際線付近にある貨物、木材、作業用資器材等の流出防止措置を完了し、厳重な警戒体制をとること。

注1 発達した低気圧に伴う発出は、気象庁の気象情報に基づくため、協議会の開催・発出の段階を経ずに発出する場合がある。

注2 汽艇等とは、汽艇（総トン数20トン未満の汽船をいう）、はしけ及び端舟その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する船舶をいう。

注3 発出時期は、上表「発出の基準」を基本とするものの、各委員が関係先に周知し、実施体制が作業要員の確保も含め、安全且つ適切に実施できる時間帯を考慮のうえ、早期発出について柔軟に対応する。

注4 暴風・暴風雪警報の発表が予想されるときとは、暴風（雪）の早期注意情報が「高」となったときをいう。

解除時期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 台風（強風域）が通過し、港内の船舶交通に支障のないことが確認されたとき。 ○ 発達した低気圧により鳥取県境港市に発表された暴風・暴風雪警報が解除され、港内の船舶交通に支障のないことが確認されたとき。 <p>注 解除時期については、上記を基本とするものの、境港及び周辺地域・海域の気象状況も勘案し、柔軟に対応する。</p>
------	---

注意事項 （米子空港周辺海域における錨泊自粛）	<p>中海に設置されている米子空港の航空導灯（西側）を中心とする半径3海里以内の海域においては、荒天時の走錨等に起因する事故を防止するため、錨泊を自粛すること。</p> <p>錨泊自粛期間：気象庁から鳥取県米子地区又は島根県松江地区に「暴風」又は「暴風雪」の気象警報が発表又は発表が予測される時から同警報が解除されるまで。</p> <p>（別添「荒天時の走錨等に起因する事故防止について」リーフレット参照）</p>
----------------------------	---